解散公告（第一回）

当法人は、寄付行為第二十六条第一項の規定に基づき平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

福島県いわき市四倉町字西四丁目一一番地

財団法人四倉公害環境保全会

代表清算人　長谷川和正

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十一月十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

富山県南砺市桐木一五番地

農事組合法人水木農園

清算人　水木三千子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十一月二十二日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

福井県越前市妙法寺町四九八番地

神山南部第一土地区画整理組合

代表清算人　土井内幸男

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

静岡県駿東郡清水町堂庭八九番地の五

医療法人社団昭仁会

清算人　齋藤　フミ

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十二月十三日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

愛知県北名古屋市鍛治ケ一色高塚一五九番地

西春鍛治ケ一色土地区画整理組合

清算人代表　牧野　俊一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十五日開催の総会の決議により、平成二十五年十一月十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

三重県四日市市尾平町二七〇五番地

財団法人泗商学園会

代表清算人　佐治　英三

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

京都市北区小山堀池町三四番地

財団法人相続会

代表清算人　泉　冨修

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月二十三日開催の社員総会の決議により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

福岡市中央区渡辺通二丁目一番八二号

社団法人福岡ビルヂング協会

代表清算人　戸嶋　弘一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十月五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

札幌市西区琴似二条五丁目三―五マンションモモ一〇二　特定非営利活動法人札幌障害者活動支援センターライフ内

社団法人市民社会総合研究所

清算人　我妻　武

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

北海道帯広市西八条南三〇丁目五番地二

富士道公認会計士事務所内

財団法人山崎奨学会

代表清算人　髙橋　勝坦

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

北海道紋別市花園町一丁目三番三号

社団法人紋別医師会

代表清算人　小林　正司

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

北海道紋別郡遠軽町大通北四丁目二番地九五

社団法人遠軽医師会

代表清算人　田中　実

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

茨城県つくば市吾妻二丁目八番地八

財団法人茨城住宅管理協会

清算人　大槻　成美

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年十一月二十一日付東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

東京都墨田区東向島二丁目四七番一三号

京成曳舟駅前東第二南地区市街地再開発組合

代表清算人　木村　修三

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十二月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十二月九日

新潟県佐渡市八幡字辰巳二〇四一番地

財団法人佐渡博物館

代表清算人　山本　仁

残余財産分配のお知らせ

当社は、清算手続中のところ、残余財産が生じる見込みとなりましたので、当社の出資持分を有する社員は、お申し出下さい。

平成二十五年十二月九日

山梨県甲府市丸の内二丁目三四番一〇号

有限会社古名屋別館

清算人弁護士　古井　明男

連絡先

山梨県甲府市相生一丁目三番一一号

ひまわり法律事務所